

Ⅷ 負担の軽減

1 税金控除・減免

税金の非課税・控除・免除、利用料の減額などが受けられる場合があります。制度が変わることもありますので、詳しくは、それぞれの窓口にお問合せください。

(1) 所得税、市民税・県民税の軽減

本人、同一生計配偶者、扶養親族に障害がある場合、所得税、市民税・県民税において一人につき以下の所得控除(障害者控除)を受けることができます。

| 内 容 | 控 除 額 |
|---------|-----------------------------|
| 所得税 | 270,000円 (特別障害者(※)400,000円) |
| 市民税・県民税 | 260,000円 (特別障害者(※)300,000円) |

※身体障害者手帳1級または2級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳1級

◆問合せ先

所得税 一宮税務署 電話72-4331(代表)
市民税・県民税 本庁舎3階34番窓口(市民税課個人市民税グループ)
電話28-8963(直通)

(2) 相続税の障害者控除および特定障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税

障害者手帳をお持ちの方は、相続税と贈与税の特例を受けることができます。

税制改革により変更の可能性があるため、詳しくは下記の間合せ先までお尋ねください。

◆問合せ先

一宮税務署 電話 72-4331(代表)

(3) 消費税の非課税取引

身体に障害のある方の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する物品の譲渡、貸付け等が非課税となります。

<非課税の対象となる身体障害者用物品>

- ・義肢、車いす
- ・視覚障害者安全つえ、義眼、点字器
- ・人工咽頭
- ・その他の物品で身体障害者用物品として指定されたもの
(平成3年厚生省告示第130号)

◆問合せ先

一宮税務署 電話 72-4331(代表)

(4) 利子所得等の非課税制度

障害のある方を対象に、金融機関の預貯金および公債の利子が非課税になる制度があります。

- 1 少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、障害者等のマル優)
- 2 少額公債の利子の非課税制度(通称、障害者等の特別マル優)

※確認書類(障害者手帳、年金証書等)が必要です。

◆問合せ先

各金融機関

(5) (軽)自動車税(環境性能割)・(軽)自動車税(種別割)

障害者が所有する自動車(軽自動車を含む。)について、(軽)自動車税(環境性能割)および(軽)自動車税(種別割)の減免制度があります。減免の適用を受けるためには、次のアからエまでの条件を全て満たす必要があります。

(ア) 自動車の所有者

減免を受けられるのは、(軽)自動車税(環境性能割)および自動車税(種別割)にあつては自動車の所有者(売主が自動車の所有権を留保しているときは使用者)、軽自動車税(種別割)にあつては納税義務者が次の表に該当する場合に限ります。

| 所持手帳 | | 所有者(使用者)・納税義務者 |
|---------------|-------|------------------|
| 身体障害者手帳 | 18歳以上 | 障害者本人 |
| | 18歳未満 | |
| 療育手帳A判定 | | 障害者本人または生計を一にする者 |
| 精神障害者保健福祉手帳1級 | | |

(イ) 自動車の使用目的

| 運転者 | 使用目的 |
|------------------------------|---------------------------------------|
| 障害者本人 | 専ら障害者本人が使用するもの |
| 生計を一にする人 ※1 または常時介護する人 ※2 | 専ら障害者本人の通園、通学、通院、通所または生業のために使用するもの ※3 |

※1 「生計を一にする」とは、日常生活の生計を共通にしていることをいいます。

※2 「常時介護する人」とは、障害者のみで構成される世帯にある障害者の自動車を専ら障害者のために、継続して日常的に運転する方が該当します。

※3 障害者の方が入院・入所中の場合は原則として減免の対象にはなりません。

(ウ) 自動車の台数

障害者1人につき、自動車または軽自動車いずれか1台に限ります。また、(軽)自動車税(環境性能割)および(軽)自動車税(種別割)については、自動車検査証(原本)または自動車検査証記録事項帳票に事業用と記載されているものは減免の対象になりません。

(エ) 障害程度 ※1

| 障害の区分 | | 障害者本人が運転する場合 | 障害者と生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合 | |
|-------------|-------------------------------|-----------------|-------------------------------|---------|
| 身体障害者手帳 | 視覚障害 | 1級～4級 | 1級～4級 | |
| | 聴覚障害 | 2級および3級 | 2級および3級 | |
| | 平衡機能障害 | 3級 | 3級 | |
| | 音声機能障害 | 3級(喉頭摘出の場合に限る。) | | |
| | 上肢不自由 | 1級および2級 | 1級および2級 | |
| | 下肢不自由 | 1級～6級 ※2 | 1級～3級 | |
| | 体幹不自由 | 1級～3級および5級 | 1級～3級 | |
| | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級および2級 | 1級および2級 |
| | | 移動機能 | 1級～6級 ※2 | 1級～3級 |
| | 心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・小腸・ぼうこうまたは直腸機能障害 | 1級～4級 | 1級～3級 | |
| | 免疫機能障害 | 1級～4級 | 1級～3級 | |
| 療育手帳 | A判定 | A判定 | | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1級 | 1級 | | |

※1 2つ以上の障害がある場合には、それぞれの等級で判断しますので、必ずしも身体障害者手帳の等級と同一ではありません。例えば、下肢不自由の障害4級に該当する障害が2つあり、総合等級が3級になるような場合については、生計同一者の運転では減免に該当しません。(それぞれの障害の等級は4級であるため)

※2 下肢不自由または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の級別が7級に該当する方で、他の障害を併せ持つことにより身体障害者手帳6級以上をお持ちの方については、これらの等級を6級とみなします。

◆提出書類および提示書類

| 減免申請書のほかに、この表に示した書類を提出、提示する必要があります。 ◎:必ず提示、提出または、持参する必要があるもの ○:いずれか一つ以上の提示が必要であるもの(複数の手帳の交付を受けている方は、交付を受けている全ての手帳を提示してください。) | 提出するもの | | | | 提示するもの | | | |
|--|--|------------------|------|-------------|------------|-----------|---|---|
| | 自動車税(種別割) (軽)自動車税(環境性能割) の (個人番号が省略してあるもの) および運転者の住民票(※1) 障害者・自動車の所有者 生計同一証明書(※1) 常時介護証明書(※1) | 身体障害者手帳 | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 | 自動車検査証(※2) | 運転者の運転免許証 | | |
| 障害者本人が運転する場合 | | | | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ |
| 生計を一にする者が運転する場合 | 運転者と障害者が同一世帯にある場合 | ◎(世帯全員で続柄が載ったもの) | | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ |
| | 運転者と障害者が別世帯の場合 | | ◎ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ |
| 常時介護する者が運転する場合 | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ |

※1 住民票、生計同一(常時介護)証明書は、減免申請前3か月以内に発行されたものに限りです。

生計同一(常時介護)証明書は、下記の場所で交付します。

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ) 電話28-9017(直通)

尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)

木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

※2 自動車税(種別割)は既に所有している自動車を減免する場合は減免申請時に、減免申請後に自動車を購入(登録)する場合は購入(登録)後に自動車検査証(原本)または自動車検査証記録事項帳票の提示が必要です。

軽自動車税(種別割)は、減免申請時に自動車検査証(原本)または自動車検査証記録事項帳票の提示が必要です。

◆申請場所・問合せ先

・(軽)自動車税(環境性能割)

愛知県名古屋東部県税事務所 自動車審査課 電話(052)953-7865((直通)

・自動車税(種別割)

愛知県西尾張県税事務所 電話45-3170(直通)

・軽自動車税(種別割)

本庁舎3階34番窓口(市民税課税制・諸税グループ) 電話28-8962(直通)

・生計同一(常時介護)証明書

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ) 電話28-9017(直通)

2 NHK放送受信料の免除

NHKへ免除申請書を提出した月から受信料が免除されます。
免除申請には、全額免除と半額免除があります。

〈全額免除〉

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税世帯

〈半額免除〉

・視覚、聴覚に障害のある方が、世帯主でありかつ受信契約者である世帯
・重度の身体障害者1～2級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する障害者が世帯主であり、かつ受信契約者である世帯

◆手続き

下記の申請場所で申請後、証明書を発行します。その証明書をNHKに提出してください。

※転入された方については、世帯全員の市・県民税非課税証明書が必要な場合があります。

◆申請に必要なもの

- ・障害者手帳
- ・印鑑

◆申請場所

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ) 電話28-9017(直通)
尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

NHKふれあいセンター
電話0570-077-077 午前9時～午後6時
FAX045-522-3044

3 携帯電話料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象に、各携帯電話会社で基本使用料等が割引となる場合があります。

◆問合せ先

各携帯電話会社

4 郵便料金の免除・軽減

(1) 点字郵便局等郵便料金の免除および減額

点字郵便物等の郵便料金を免除または通常料金より安い金額設定で送ることができる制度です。対象となる郵便物は次のとおりです。

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 点字郵便物 | 点字のみを掲げたものを内容とするもの |
| 特定録音物等郵便物 | 視覚障害者用の録音物または点字用紙を内容とするもので、点字図書館等の指定された施設から差し出し、または宛てて差し出されるもの |
| 点字ゆうパック | 点字のみを内容とするゆうパック |
| 聴覚障害者用ゆうパック | 指定された聴覚障害者福祉施設等と聴覚障害者との間におけるビデオテープ・その他録画物の貸し出しまたは返却のために発受するゆうパック |
| 心身障害者用ゆうメール | 指定された図書館等と身体に重度の障害のある方等との間で、図書の閲覧をするために発受するゆうメール |

(2) 青い鳥郵便葉書の無償配付

次の方法で申し込みをされた重度の障害のある方に通常郵便葉書を無料配付します。配付は、単年の取り扱いであるため、受付期間等は事前に郵便局へお問い合わせください。

◆対象者

重度の身体障害者(1級または2級)、重度の知的障害者(A判定)

◆配付枚数

1人につき20枚まで

◆申し込み受付期間

毎年4月1日～5月末日(予定)(土・日・祝休日除く)

◆申し込み方法

郵便局に備えつけの申込書に必要事項を記入し、手帳を提示して申し出てください。

郵送による申し込みもできます。記入事項等詳しくは郵便局へお尋ねください。

◆配付期間

毎年4月20日以降(予定)(土・日・祝日除く)

◆問合せ先

最寄りの郵便局または

日本郵便株式会社お客様サービス相談センター電話 (0120) 23-28-86 (フリーダイヤル)
午前8時～午後9時